

第7回湖南市政治倫理審査会会議録

I. 【開催年月日】 令和4年8月30日（火）午後2時30分から午後4時45分まで

II. 【開催場所】 湖南市役所東庁舎3階大会議室

III. 【出席者】 （委員）真山達志、八幡知行、齋藤亮介、山本善通

（事務局）総務部：西岡、坂田

総務課：藤木、米津、川瀬、青木

IV. 【会議の概要】

1. 開会

2. 会長から開会の挨拶

事務局から以下を報告

- ・出席委員について
- ・委員半数（3名）以上の出席により会議成立を宣言

3. 議事

(1) 審査会の運営について

- ・会議の公開・非公開について

（委員）

湖南市政治倫理条例第6条第7項の規定により、この会議は、原則として公開することとなっている。委員の3分の2以上の同意があれば非公開とすることも可能であるが、本日の会議については、公開とするがよろしいか。

（全委員）

異議なし。

- ・傍聴の取扱いについて

（委員）

湖南市政治倫理条例施行規則第5条第8項の規定により、この審査会の傍聴については、湖南市議会傍聴規則の例によることとされている。その規則に従って、傍聴の取扱いを行うこととする。

(2) 現地確認

～委員および事務局にて、審査請求に関連する土地の現地確認～

(3) 事情聴取の事前打ち合わせ【非公開】

非公開

(4) 審査請求に係る政治倫理基準違反行為の存否について

- ・湖総第107号 加藤貞一郎議員に係る審査請求

① 農業委員会からの事情聴取

～農地法上の農地転用手続きの概要について、農業委員会事務局から説明～

（委員）

農業委員会から見て、現況の当該地は、農地と判断できるものか。

（農業委員会）

農地の利用方法は様々であるが、地目が農地であり、農地以外の利用がされてい

ない場合は、農地として判断できる。このことから、当該地は農地であると考えられる。

(委員)

農地の売買については、買い手が農業人と認められない場合は、農地は購入できないものとの認識であるが、過去に農地の売買が成立している場合には、農地の転用手続きがなされているということで良いのか。

(農業委員会)

原則として、農業人以外は農地を取得することはできない。農業人以外が耕作をする目的以外で取得しようとする場合には、農地法第5条に規定されている農地転用の手続きが必要となる。

(委員)

農業人以外が行う農地の売買については、農業委員会への届出等がなければならないという認識で間違いはないか。

(農業委員会)

認識のとおりである。農地法第3条の申請をする時は、新たな所有者が農業をしていることを証する添付書類が必要となる。また、口約束での売買や、仮登記による売買が行われた場合においても、法務局での地目変更の際に、農業委員会への届出の有無が確認される。

(委員)

田から畑に変わる時などは、農業委員会から指摘はあるのか。

(農業委員会)

田に土を入れる際には、田畑転換の届出の提出をお願いしているが、農地法上の申請届出自体は不要である。義務的なものではない。

(委員)

実際に、当該農地に関して、その届出の提出はあったのか。

(農業委員会)

調べたところ、農業委員会に提出された届出は見当たらなかった。当該地が田から畑に変わった時期も不明である。

(委員)

調査対象者から提出された経過説明書を見ると、「過去に農業委員会からも指摘を受けていたが、その後も放置していたもの」という表現に対象者は反論をしているが、実際に農業委員会からの指摘はあったのか。ある場合、その記録は残っているのか。

(農業委員会)

明確な記録文書は残っていないが、農地の適正な利用について指導をしたというのは事実である。農業委員による農地パトロールの中で、当該農地の不耕作が発覚したものと記憶している。

(委員)

新聞報道では、当該地については、現場事務所の設置前から碎石が敷いてあったとのことだが、把握はしていたのか。

(農業委員会)

把握していなかった。文書の保存期間の関係もあり、明確な記録は残っていないが、農業委員会の現地パトロールの際には、碎石はなかったものと思われる。

(委員)

今回のように、工事の現場事務所を農地上に設置する場合においては、転用の手続きについては、業者と土地所有者、どちらがすることが多いのか。

(農業委員会)

造成主体にもよるが、一般的には、工事業者がするパターンが多い。

(委員)

つまり、農地法の手続きについては、基本的に工事業者等は理解しているという認識で良いか。

(農業委員会)

その認識で良いが、例外もある。例えば、国や県等の工事で農地の一時転用をする場合は、手続きが不要となる。今回の工事は県発注の工事であり、業者がどのような理解をしていたかは不明である。当該地についても、滋賀県が現場事務所として使用するよう業者に指定したものではなく、業者自ら探した土地である。

(委員)

一時転用の「一時」とはどのくらいの期間をいうのか。

(農業委員会)

概ね3年程度とされているが、明文化されているものではない。

(委員)

一時転用後の現状回復について、「現状」の解釈はどのようなものか。

(農業委員会)

転用前の状態、耕作可能な状態に戻すという認識である。

② 調査対象者（加藤市議）からの事情聴取

～加藤市議から経緯を説明～

(委員)

業者とは、本件以前から関係があったのか。

(加藤市議)

関係は全くなかった。

(委員)

では、どのような経緯で土地を貸借することとなったのか。

(加藤市議)

あくまで記憶の中の話になるが、当該地は、工事現場から近く交通量も少なかったこと、また、周辺に電線があり、電気の取込みが容易であったこと等から、現場事務所用地として適当であったため、施工業者から貸借の申し出があった。それを私が受諾したという経緯である。

(委員)

業者から申し出があった時には、当該地についてはすでに現場事務所として活用するに適した土地形用にあったということか。

(加藤市議)

当該地の一部を、7、8年ほど前に、工事用の砂・砂利石等の置き場として業者に貸していたことがあった。それらを撤去する代わりに、草が生えないように当該地に撒いてもらったという経緯があったため、令和元年に当時の現況の土地を見た業者が、

敷かれている砂利石等を見て、農地ではないという判断をしたのではないかと思われる。

(委員)

つまり、今回行われた一時転用の前から、農地としての形状をなしていなかったという理解で良いか。

(加藤市議)

砂利石があった部分はあったが、それ以外の部分は畑地であった。水路との高低差により、用水の確保が困難であったこと、また、取付道路との高さ調整等から、やむを得ず現状の形状になったものである。

(委員)

農業委員会に聞いたところによると、水田から畑に変更する場合は、農業委員会に届出をしてほしいとのことであったが、その届出は行ったのか。

(加藤市議)

届出は漏れていたかもしれない。

(委員)

税金について、申告が漏れていた分については支払ったとのことだが、加算税については支払ったのか。

(加藤市議)

修正申告をした後、本税はすぐに納付をした。加算税については、税務署から2か月遅れて請求が来て、その時に支払いをした。

(委員)

原則で言うと、税務調査が入った後に判明したものについてのみ、加算税を支払う必要がある。自己申告の場合は、加算税は不要との認識だが、支払ったのか。

(加藤市議)

支払った。

(委員)

その件については、自主納付の場合の延滞税という取扱いかもしれない。税務署との話になるので、詳細については、分かりかねるが。

先ほどのお話だと、土地の一部は既に碎石が敷いてあったとのことであるが、2つの業者が同じ土地を現場事務所等の用地として借りていたのであれば、相当な面積(200㎡以上)に碎石が敷かれたのではないか。

(加藤市議)

仰るとおり、2つの業者が使用する時期が重なったことがあった。両業者が知り合いであったことから、業者同士で調整をし、私の土地を同時に活用することとなった。結果としては、最初に貸した業者の土地の中で、もう1社も同時に活用することとなったものである。

(委員)

当該地は、畑にするのは難しいと思うが、畑として活用する具体的な計画はあったのか。

(加藤市議)

当該地は、土質が固く、ほ場整備事業の最終整備箇所であったことから、砂利石等も多い状態であり、活用することが困難であった。市町村合併後の農業委員会の視察の中で、私の土地についても、畑として活用したほうが良いとの意見があったようであ

る。それを踏まえて、私としても畑として活用するために、さらに砂を入れることを検討したという次第である。

(委員)

業者に当該地に不必要な残土を搬入してもらい、盛り土をお願いしたとのことであり、当該地を「少しでも有効利用できるように」という発言をされていたが、この発言はどのような趣旨であったか。

(加藤市議)

繰り返しになるが、当該地は砂利石等も多く、畑として活用するのは少し困難な土質であった。そのため、地元の野菜栽培者の意見も聞き、ある程度の砂を入れ、盛り土をすれば畑地としての活用も可能であるということであったため、業者の現場撤去の際に、盛り土をお願いしたということである。

(委員)

農業委員会の職員から当該地の有効活用について話があったということであるが、その職員は、どのような意図でその指摘をされたのか。

(加藤市議)

指摘については、農業委員会の中で私の土地に対する言及があり、それを知った農業委員会の職員が、私まで伝えてくれたというものである。当時は私も市職員であり、その職員は以前に同じ部署で勤務した者でもあったため、直接話をしに来てくれたものだと考えている。

(委員)

その指摘は、農地法に抵触するおそれがあるという意図があったのでは。

(加藤市議)

おそらく、草木が生い茂っている状態を見て、畑としての活用意思が希薄であるとの判断をされたものであると考えている。私としては、農業委員会の職員からの連絡の後、直ちに草木を取り払い、畑としての活用を試みたが、土質の関係上、実現には至らなかった。

(委員)

つまり、農地法違反に関する指摘としては、直接的な言及はなかったということの良いか。

(加藤市議)

なかった。当該地は農業振興地であり、農振除外をすることも現実的に困難であるため、農地以外で利用する計画は全くなかった。

(委員)

当該地の用水について再度確認したいが、現状の土地に水を入れることは可能なのか。

(加藤市議)

現状、水を入れることはできない。

(委員)

水が取れないのであれば、畑もできないのではないか。

(加藤市議)

水田用の取水はできないが、取水弁からポンプアップすれば畑用の水をとることはできる。

(委員)

他の水田も、当該地と同様に石が多くて困っていたと聞いているが、現在は水田とし

て活用されている。このことを考慮すると、単に石があったというだけで農地としての活用ができないとは言い切れないのではないか。

(加藤市議)

当該地は、農地としての形状が適切ではないという指摘もあったため、地元業者に実際に整地工事を依頼し、実施している。その際に、土地のレベル合わせや、問題となっていた砂利石もある程度撤去してもらっているため、今後は畑地としての活用が見込めるのではないかと考えている。

(委員)

今回、土地貸与後に現状復旧するにあたり、残土を入れることで野菜栽培の可能性を探ったということであるが、土地を借りたいという話がなければ、そのままにしておくつもりであったのか。

(加藤市議)

残土を入れることは本件以前から考えていた。実際に、公共事業で残土が発生した場合は、処分する代わりに私の土地に入れてくれても良いと、行政に伝えていた。

(委員)

今後は、当該地はどうするつもりか。

(加藤市議)

まだ石は多いが、可能な範囲で畑として活用したいと考えており、その計画は、地元の栽培者等にも伝えている。

③ 次回以降の審議について

(委員)

今回の話を踏まえ、追加で調査すべき事項、聴取すべき人物等はあるか。

(全委員)

意見なし。

(委員)

それでは、次回は、報告書案の内容検討ということにしたいが、それで良いか。

(全委員)

異議なし。

(委員)

次回の審議の公開の有無はどうするのか。

(委員)

報告書案の内容審議であるため、以前の例に倣って、非公開だと考えられる。

4. その他（次回審査会の日程調整）

次回審査会の日程調整等

5. 閉会

事務局から閉会の挨拶